

機械（精密機械を除く）器具製造業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	15~16	県道で、1.5t車ヘトラックで（荷物なし）走行中に対向車のトレーラーが、脇見をして、左の縁石にタイヤをぶつけてバーストして操縦不能になり、対向車線（自車の車線）に進入し正面衝突した。	39~29	10
3	0~1	当社工場において、プラスト機から製品（鉄の塊、幅30cm×奥行き10cm×高さ15cm、重量約20kg）をBOXパレットへ入れるため、製品を持ち変えた際にバランスを崩して転倒し、右足首を骨折した。	38~99	50
3	15~16	工場内の通路を歩行中、前方に部品が入ったダンボール箱があったため、避けて通過しようとしたところ、左足がダンボール箱と接触し、その反動で箱が回転し両足の間に挟まり、左膝から地面に強打した。	40~29	10
4	14~15	工場内で、約25kgの鉄缶の荷物を両手でトラックへ積もうとしてバランスをくずして、左手首に過重がかかり、左手首を捻挫した。なかなか痛みが取れず、その後、神経（筋）の損傷が判明した。	56~499	300
5	12~13	工場内でパレットに入った鉄丸棒（約7.5kg）を取り出す時に足元が滑り、パレットの枠に当たり打撲した。	54~9	1~
6	9~10	指示がないままバリを取り除こうとして、接地面が2/3しかない品物がぐらついて落下し、左足の甲に落ちて骨折した。	31~9	1~
7	10~11	段ボールケース置場において、梱包用段ボールケース（1,000×1,650×50mm重量4.1kg）を設置された棚から取り出そうとした際に、自身の背丈ほどの大きさだったため、腰を後にそらし横に段ボールケースを移動した時、腰をそらした状態で腰を捻ったために4日間の休養を要する急性腰痛症を負った。	30~299	100

7	15~16	自宅兼事務所駐車場で冷蔵庫を2tトラックの荷台に引き上げようとした時、ドアが開かないようにしていたチェーンを持ち、引き上げたところ少し動き下から持ち上げる力とでチェーンの間に指が挟まった。	34	1~9
7	14~15	客先工場で、鉄製の踏み台（長さ2m、重さ30kg）を2人で持ち上げて運んでいるとき、躓いて体勢が崩れ、持っていた踏み台がずれて、その踏み台の角で左膝の内側を強く打ち負傷した。	54	50~99
9	16~17	現場において、パレットが3段積み上がっていて、3段目の足が外れており、2段目に上がって支えていたところ、3段目のパレットをフォークリフトが動かした際に、3段目のパレットを支えていた手が外れて下に落ち、左腕で支えた為、左手を痛めた。	29	30~49
11	11~12	エンジン組立職場へ部品を供給するための自動運搬車にハウジングと呼ばれる部品（20kg程度・円盤状）を積み込む際に、部品の向きを間違えたため向きを変えるために部品を回転させた時に、両手が交差する姿勢になり部品を保持できなくなり手から落として被災した。	34	500~999
11	10~11	本社正門付近テントハウス内で、試作品の油回収器の水圧テスト時に、水が入ったペール缶（20?）を目線の高さまで持ち上げて回収器の中へ注入している最中に、「パキッ」という音と痛みが右手首から出て負傷した。	26	50~99
12	11~12	当社5号工場において、タレットパンチプレス機で貯湯タンク外板の製造作業中、スチール板の端材を樹脂製コンテナ（600mm×500mm×350mm、重量約50kg）に入れ、鉄製のバツカン（1100mm×1100mm×500mm）に中身に移すため、被災者と2人で樹脂製コンテナを持った。鉄製のバツカンの縁に樹脂製コンテナを置き、樹脂製コンテナが滑らないように樹脂製コンテナ底部に左手を添えて傾けたとき、誤って左拇指を樹脂製コンテナと鉄製バツカンの間に挟み、骨折負傷した。	41	50~99
12	10~11	本社にて、部品にハンドラップを使用して手首を捻りながら梱包する作業を行っていた（部品の重量は5kg~15kgと様々）。しばらくして両腕に痛みが出始め、その後、痛みが酷くなり病院に行ったところ、頸肩腕症候群と診断された。3年前に首の神経を痛めており、今回手首を捻りながら作業したことで首にも負担がかかり、痺れが出たのではないかと診断された。	41	300~499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html